

豊見城市市民農園利用契約書

区画No. _____

豊見城市市民農園開設者 豊見城市（以下「甲」という。）と、豊見城市市民農園利用者

_____（以下「乙」という。）は、豊見城市市民農園（以下

「市民農園」という。）の利用に関し、豊見城市市民農園利用規則に基づき、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、野菜や花等を栽培し、自然にふれあうとともに農業に対する理解を深めること等を目的に市民農園を利用する。

（対象農地）

第2条 本契約の対象となる農地は次のとおりとする。

所在地 豊見城市字 伊良波 606-2 (6,510㎡) 606-5 (1,010㎡)

利用区画 区画No. _____ (60㎡)

（契約期間及び利用料）

第3条 市民農園の契約期間及び利用料は、次のとおりとする。

(1) 契約期間は、令和_____年_____月_____日から令和_____年_____月_____日までの_____年_____ヶ月間とする。

(2) 利用料は、1区画1年間15,000円とする。

（利用料の支払い）

第4条 乙は、利用料の1年分を毎年4月30日までに、甲の指定する口座に振り込むものとする。

（禁止行為）

第5条 乙は、市民農園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利目的として作物を栽培し、販売すること。
- (3) 永年性の樹木、作物を栽培すること。
- (4) 市民農園を転貸すること。
- (5) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (6) 市民農園内にごみ等を捨てること。

（市民農園の返還）

第6条 乙は、契約期間が終了したとき又は、利用契約の解約を申し出たときは、速やかに市民農園を現状に回復し、甲に返還しなければならない。

（事故等の責任）

第7条 甲は、市民農園内又は、市民農園の出入りにおいて発生した交通事故、農機具農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等に対して一切の責任を負わないものとする。

（契約期間中の解約）

第8条 乙が豊見城市市民農園利用規則を遵守しないときは、甲はこの契約を解約することができるものとする。

2 甲は、甲の都合により第3条第1項第1号の契約期間中において、この契約を解約する場合には、解約する6ヶ月前までに乙に通知するものとする。

（その他）

第9条 この契約に定めのない事項については、豊見城市市民農園利用規則に基づき、甲乙協議して定めるものとする。

令和_____年_____月_____日

甲 住所 豊見城市宜保一丁目1番地1
氏名 豊見城市長

乙 住所 豊見城市
氏名